

## 令和6年度山梨県森林審議会（第1回）会議録

- 1 日時：令和6年12月18日（水）午後1時30分～午後4時10分
- 2 場所：恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者（敬称略）
  - （委員）天野公夫、川井康輔、後藤聡、佐藤繁則、白石則彦、田邊佳子、棚本佳秀、田村のり子、弭間亮、福島万紀、豊前貴子、渡邊晴夫
  - （事務局）林政部次長、林政部技監、林政部参事、森林政策課長、森林整備課長、林業振興課長、県有林課長、治山林道課長、中北林務環境事務所長、峡東林務環境事務所長、峡南林務環境事務所長、富士・東部林務環境事務所長、森林総合研究所長
- 4 傍聴者等の数 2
- 5 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 林政部次長挨拶
  - (3) 県職員紹介
  - (4) 森林審議会委員紹介
  - (5) 森林審議会会長及び会長代行の選出
  - (6) 森林審議会会長挨拶
  - (7) 森林保全部会長及び森林保全部会委員の指名
  - (8) 議事
  - (9) 閉会
- 6 会議に付した案件
  - （審議事項）
    - ・富士川中流地域森林計画の策定及び富士川上流地域森林計画の変更について【公開】
  - （報告事項）
    - ・森林における開発行為の許可の状況について【公開】
    - ・やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランについて【公開】
    - ・令和6年度ナラ枯れ被害の状況について【公開】

### 7 議事の概要

司会（森林整備課内田課長補佐）：

定刻となりました。委員の皆様には大変お忙しいところ、山梨県森林審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は司会進行を務めます森林整備課の内田です。よろしくお願ひします。

審議会に先立ちまして申し上げます。森林審議会委員の任期は2年となっており、皆様には、この10月1日から新たな任期の委員として御就任いただいたところです。どうぞよろしくお願ひいたします。なお、知事からの任命書につきましては、任期の開始に合わせて事前に郵送させていただきます。

はじめに本日の資料の確認をお願いします。事前に郵送いたしました資料に加えまして、机の上に追加の資料が置いてございます。併せて御確認ください。配付資料一覧にありますとおり、本日の次第、委員名簿、座席表、資料1-1「富士川中流地域森林計画の策定及び富士川上流地域森林計画の変更について」、資料1-2「地域森林計画書（富士川中流森林計画区）案」、資料1-3「地域森林計画（変更計画）書（富士川上流地域森林計画区）案、資料2「森林における開発行為の許可状況について」、資料3「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況に

ついて」、資料4「令和6年度ナラ枯れ被害の状況について」、森林審議会に係る規則等の参考資料、以上となります。御確認いただき、不足がある場合は事務局にお申し出ください。

それではただいまから令和6年度第1回山梨県森林審議会を開催いたします。

はじめに、森林審議会の成立につきましては、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数とされております。当審議会の委員数は15名で、本日は12名の御出席をいただいておりますので、審議会が成立していることを御報告いたします。なお、森林審議会の審議は公開となっており、後日県庁ホームページにおいて議事録を掲載させていただきます。また、山梨県森林審議会傍聴要領により、審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席を用意してございます。

それでは次第に従いまして、林政部小澤次長から挨拶を申し上げます。

小澤林政部次長：

(挨拶)

司会：

次に、本日は、今年度第1回の森林審議会となりますので、県職員を紹介いたします。

(岸技監以下、所属長以上の職員を紹介)

続きまして、委員の皆様の御紹介をいたします。

(委員を紹介)

なお、山梨大学大学院総合研究部教授 大山勲委員、山梨学院大学経営学部教授 野村千佳子委員、一般社団法人山梨県森林協会会長 保坂武委員の3名につきましては本日欠席されています。

次に、森林審議会の会長及び会長代行を選出したいと思っております。会長及び会長代行につきましては、森林法第71条により、委員の互選によるとされています。それでは、まず会長の選任について、委員の皆様から御意見をお伺いします。

委員：

事務局の案がありましたら教えていただけますか。

司会：

ただいま、事務局案をとの御提案をいただきました。それでは事務局から提案をお願いいたします。

事務局（伊川森林整備課長）：

それでは、事務局案を提案させていただきます。

森林計画や森林認証制度の専門家でありまして、長年にわたり県森林環境保全基金運営協議会座長、県有林F S C森林管理認証の審査委員を務められるなど、本県の森林・林業に精通され、前任期の会長を務めていただきました、東京大学名誉教授 白石則彦委員を引き続き新任期の会長として提案させていただきます。

司会：

事務局案として、白石委員のお名前が挙がりました。委員の皆様のお意見を伺います。

委員：  
（「異議なし」の声）

司会

ありがとうございます。委員の皆様の御賛同をいただきましたので、会長は白石委員に決定いたします。

続きまして、会長代行の選任について、御意見をお願いいたします。

委員：  
会長代行についても、事務局案を出していただければと思います。

司会：  
事務局案をとの御提案をいただきました。事務局から提案をお願いします。

事務局（伊川森林整備課長）：

それでは事務局案を提案させていただきます。前期におきまして、会長代行を務めていただきました、一般社団法人山梨県森林協会会長の保坂武委員を、引き続き新たな任期の会長代行として提案させていただきたいと思っております。

委員：  
（「異議なし」の声）

司会：

ありがとうございます。委員の皆様の御賛同をいただきましたので、会長代行は保坂委員に決定いたします。なお、保坂委員は本日欠席されておりますので、後日事務局から御本人にお伝えいたします。

それでは、山梨県森林審議会運営規則第 3 条により、審議会の議長は会長が当たることとなっておりますので、白石会長は議長席にお移りください。

それでは、新たに会長になりました白石会長から一言御挨拶をいただきます。白石会長よろしくをお願いいたします。

議長（白石会長）：  
（挨拶）

司会：

次に、新たな任期の森林保全部会長及び森林保全部会委員についてです。森林法施行令第 7 条により、知事は、必要と認める場合は森林審議会に部会を設けることができることになっており、本県では森林保全部会を設置しています。その所掌事務は、林地開発許可に関する事、保安林の指定解除に関する事、松くい虫の被害対策に関する事などです。部会長及び部会委員は会長が指名することになっておりますので、会長から指名をお願いいたします。

白石会長：

それでは指名させていただきます。森林保全部会委員は、大山勲委員、後藤聡委員、田邊佳子

委員、福島万紀委員、渡邊晴夫委員、以上5名にお願いしたいと存じますので御了承願います。

また、森林保全部会長については、渡邊晴夫委員にお願いしたいと存じます。御多忙のところ恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

司会：

ありがとうございました。それでは、以降の議事進行につきましては議長にお願いいたします。

議長（白石会長）：

それでは、審議会の議事進行を務めさせていただきます。議事に移ります前に、山梨県森林審議会運営規則第7条により、本日の議事録署名委員を指名することとなっております。本日の議事録署名委員につきましては、川井康輔委員、田邊佳子委員にお願いしたいと存じます。

それでは、議事に移ります。まず、森林法第5条に基づいて策定、または変更する地域森林計画については、森林法第6条第3項により、知事が森林審議会に意見を聞かなければならないこととなっております。これに基づいて、知事から諮問がありました「富士川中流地域森林計画の策定及び富士川上流地域森林計画の変更について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局（伊川森林整備課長）：

（資料1-1、資料1-2、資料1-3により説明）

事務局（山口治山林道課長）：

（資料1-1のP25のみ説明）

事務局（伊川森林整備課長）：

（資料1-1のP26より以降を説明）

議長：

ただいま事務局から御説明がありました。ただいまの件につきまして、御意見、御質問がありましたら、挙手して発言をお願いいたします。

委員：

資料11 ページの前計画の実行結果についてですが、主伐材積及び治山事業の施行地区数については100%を上回っているということで、これは数字的には好ましいと思うのですが、林道開設については、実行歩合が16%にとどまっています。主伐の施業は林道が通ることによって確保されていくと思うのですが、林道開設が16%しか実行されていないものの主伐は111%実行できているということは、主伐のそもそもの計画量が極めて内輪になっていてこのバランスが取れていないのか。先ほどの森林整備課長の説明ですと、林道開設以外に作業道等の延長があるということですが、そうであれば、計画に対する割合はともかくとして、作業道等の実行延長等の数字を示していただければ、この辺のアンバランスについて少しは理解できるのではと思いますが、いかがでしょうか。

あと、林道開設については人手不足や原材料等の高騰の影響との説明がありましたが、それにしても16%というのは余りにも少なすぎるのではないかと思います。それと関連して、17ページの計画量ですが、路網整備の中で、また次の計画期間に林道が31.7kmを予定しているということ

ですが、11 ページにある実行結果では、これまで前期 5 ヶ年の相当な積み残しが出ていることになり、このことと次期の計画量がマッチしないのではないかという気がしますが、この辺りについて説明をお願いします。

事務局（伊川森林整備課長）：

1 つ目の、主伐と林道開設の実行量と計画とのアンバランスについての御指摘ですが、まず、計画で示している林道開設としているものは、基幹路網に当たる林道と林業専用道の実行数値です。これに加え、そこからさらに森林施業地に直結する森林作業道というものの設置をしながら、計画どおり主伐量の計画達成に向けて取り組んでいるところです。

具体的な数字を申し上げますと、森林作業道の延長については、平成 30 年度末で 119 kmであったものが 183 kmとなっており、年平均で 12.8 kmの開設延長となっています。

県としては、地域森林計画に基づき、林道及び林業専用道という、基幹路網、骨組みに当たる林道を開設しているわけですが、森林施業において重要となるのは全体の路網密度ですので、林道を補完する形での森林作業道の開設も組み合わせる中で、路網の充実を図り、主伐量の達成に向かっていきたいと考えています。

委員：

100%理解したわけではないですが、わかりました。

委員：

関連する質問ですが、先ほどの計画変更案において、具体的に開設が必要とされている菫崎市の林道の開設 1.2 kmの延長のために、計画をその分だけ追加するというほどに細かく計画が練られているので、ということはこの林道開設の計画量というのは、ここにはこの林道が必要であるといった具体的な計画があり、林道の総延長にも数字的な根拠があるのではないかと想像したのですが、そうすると、計画されているものは、進捗が遅れているとしても達成が必要であるものと理解してよいのでしょうか。

事務局（山口治山林道課長）：

計画については 10 年単位で作成しているのですが、特に前半の 5 年につきましては、以前からの継続の箇所であるとか、あるいは今回の変更計画にもあるような、計画の中でもかなり練り込んで、実施可能性が相当に高いところまで仕上げたものが優先的に入っており、後半については、そこまで練り込んではいないものの、ある程度こういう路網が可能だろうというレベルの計画であり、それらを組み合わせる形で全体の計画量を作成しています。

委員：

前期というのは、前回の計画の後期の実績のことでしょうか。11 ページ目の前期 5 ヶ年計画量、令和 2 年度から令和 6 年度というのは、今審議している計画の前の計画の後半期間なのではないかと思ったのですが、理解が合っていないのでしょうか。

事務局（伊川森林整備課長）：

11 ページの前期 5 ヶ年の意味について説明を補足します。現在の富士川中流森林計画区の地域森林計画は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 ヶ年の計画となっており、前期というのはこの令和 2 年度から令和 6 年度ということです。

委員：

重なるように計画がかぶっているから、ということですね。となると、この前期 5 ヶ年についてはかなり必要性があって 29.3 km という計画量を設定したけれど、いろんな理由があって達成に至っていないということであり、よりよい林業の振興に繋がるであろうという具体的な計画に基づいているという理解でよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

議長：

私から 1 つお聞きします。11 枚目のスライドで、主伐の実績が材積で示されていて、面積が出ていないのですが、再造林の方は面積で示されています。具体的に、皆伐跡地の再造林率というものがどのぐらいなのかを教えてください。

事務局（伊川森林整備課長）：

年により多少幅があるのですが、昨年度の本県に係る調査実績があり、この中では 85% となっております。

議長：

その場合、県有林のデータもこの中に含まれていると思いますので、県有林はほとんど計画どおり再造林していると思われませんが、そうすると私有林については、その中では多少低めになっているということよろしいですか。

事務局（伊川森林整備課長）：

県有林はしっかりした公的管理のもと原則 100% の再造林となっており、平均で 85% ですので、やはり私有林については県有林より下回っていることとなります。

委員：

15 ページに伐採する材積、つまり木材の量が書かれていますが、伐採した木材は無駄なく利用されているのかということと、主にどのような用途に利用されているのかを教えてください。

事務局（伊川森林整備課長）：

ここにある主伐、間伐としているものについては、この場合、まず一般的な建築用材だとか、杭の丸太だとか、主としてそういった用途に使われるものです。

事務局（堀内林業振興課長）：

今、森林整備課長からご説明した建築用に使うということもありますが、あとは紙のパルプ原料にするためのチップ用木材として使われたり、また最近では木材を燃料とした発電所、県内では 3 箇所稼働していますが、全国的にもすでに多くの箇所で稼働してしまっていて、そういった燃料用の木材として使われるという部分もあります。

ただ、実際のところは、伐採の際に搬出効率が悪く、山に残されてしまうというところがまだ残っています。その利用をどう進めていくかということで、県の補助事業として、これまで山に置いていた残材の搬出経費を補助する事業を実施してしまっていて、少しでも利用率を高めようという取り組みを進めているところです。

委員：

基本的な質問ですが、今回のこの計画の策定に当たって、このエリアならではの特徴だとか、問題、課題を踏まえて計画を作られていると思うのですが、このエリアについての現状の問題点や課題等があれば教えてください。

事務局（伊川森林整備課長）：

冒頭に森林資源の状況についてご説明しました。まず 7 ページですが、当エリアの特徴として、私有林の割合が非常に高いということがあります。その森林は、本来は私的な財産ですが、森林自体が、木材の生産だけではなく、水源涵養や災害の防止などの多面的機能を発揮するという一方で、高度な公共財としての性格を持っているということがあります。ただ、林業というのはやはり木材にするまでの投資期間が長く、その回収に時間がかかる、また、木材の生産というものが今コストがかかり、採算性が悪いこともありまして、本来森林にはこうした公共財としての性格がありながら、森林の所有者に全ての森林整備をお願いするということはなかなか難しいということもありますので、こうした民有林を多く抱える区域では、補助事業により積極的な補助を行い、所有者の皆様を助けながら、適切な森林の整備、保全を図っていくことが必要ということがあります。

次に、9 ページですが、このエリアはスギ、ヒノキが県全体の中で非常に多いエリアとなっています。昨今、花粉発生源対策が国の重要な施策として進めていくべきものと位置付けられており、本県においては、そのスギが首都圏に対して花粉を飛散させる原因となっているのではないかということも踏まえて、伐採の重点地区として設定し、また、ヒノキも実際には発生源になっているので、国ではスギ中心になっていますが、本県ではヒノキも対象として伐採植替を推進していくこととしている、こうしたところが特徴になっています。

委員：

19 ページの治山についてお聞きします。計画書案 14 ページに、災害に強い県土づくりのための保安林指定や事業の実施ということで、災害についても書かれています。特に流木災害が激甚化しているということで、この流木補足式治山ダムの設置についてはどのような状況になっているのか、その内容を知るにはどこを見ればよいですか。いくつか質問がありますが、それがまず 1 点目です。

事務局（山口治山林道課長）：

今手元に数字がありませんので、別途調べさせていただきます。

委員：

はい。流木災害が激甚化しているので、県の取組としてはどのような状況なのかということ。

事務局（山口治山林道課長）：

国の要領に基づくものですが、災害が発生しやすい地区を山地災害危険地区として指定しており、県では現在約 3,500 箇所を指定しております。その地区の中で、施設がどれだけ設置されているか、着手されているか未着手かという点で、その着手率を上げることを念頭に取り組んでいます。その点については目標量を設定しており、年間 16 箇所の未着手箇所に手をつけていくことに力を入れています。県土強靱化の対策についてはそのような方法で対応しております。

委員：

分かりました。流木補足式治山ダムについても計画どおり作られているということでしょうかから、そういう資料もありましたらお願いします。

事務局（山口治山林道課長）：

分かりました。また御用意します。

委員：

これまでどのような実績があるのかを示していただければと思います。「推進する」では具体的にわかりませんので。

それと、御存じのように、能登半島地震とか、10年前の中越地震、熊本地震などがありました。山梨県でも、地震による被害想定報告書が昨年5月に出ています。地震はいつ起きてもおかしくないという状況です。能登半島地震においては、1年経ってもまだ山間地の道路が通じていませんが、こうした道路が通じない状況になると産業はもう一旦終わってしまう、ちょっと人が住まなくなるともう集落が終わってしまうという、非常に危険な状態が日本であちこち起きています。そうした重大な災害である地震についてここでは記載がないのですが、地震についてはどういう方針なのか、他県の災害事例も踏まえながら検討しているのか、といったことをお聞きします。

事務局（山口治山林道課長）：

自然災害というものについては、なかなか予測がつかないところがあります。したがって、予防的な治山を行っておくということがまず大事ということで、先ほど御説明した、まずは危険な箇所だということをどんどん潰していくことが、地震対策にも繋がるものと考えております。

委員：

その具体的な資料もあれば閲覧させていただき、県の方針をお聞きしたいと思います。そして、その危険な箇所というのはレベルに大小がありまして、林道の脇が崩れるようなことが多発すると復旧に非常に時間がかかります。それから、大きな地すべりや斜面崩壊が起きる可能性もあります。

山梨県は国が定める深層崩壊の指定も受けていますので、そうした深層崩壊に対する備えも必要ですが、地震に対する方針というものがこの表では見えてこないもので、そういった部分も実績等を交えて記載していただくとよいと思いました。

他県の状況についても、熊本地震や北日本で起きた豪雨災害でも流木がたくさん流出して森林が多く被災したのですが、中越地震からも10年ほど経っていますし、それらの復旧はどうなっているのか、そういったことも参考になると思うのですが。もしそういう調査結果等があったら、参考に見せていただきたいと思います。

あと、17ページの路網について、「地形、地質、土壌等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる」という方針がありますが、具体的な事例としてはどういうものなのかをお聞きします。

事務局（山口治山林道課長）：

資料1-2、富士川中流の計画書案41ページや42ページに、傾斜によってどのようなシステムになるかということを示しています。比較的傾斜が緩くて車両が入りやすいところについては車両系で入っていきます。急傾斜になると車両が入っていきなくなるので架線を使って搬出します。

39 ページの方がよりわかりやすいかもしれません。一番上に、傾斜ごとにどのようなシステムがよいのかを示しています。

委員：

林道のことでもう少し聞きします。先ほど他の委員の御質問に対し、この地域の民有林割合が高いことによる課題があると回答いただいたことを受けてもう一度考えたのですが、この林道位置図を見て、計画では約 30 km の延長が今後約 35 km になるとされていますが、このうち県有林の林道と民有林の林道がそれぞれどのくらいの割合で計画がされているのかを教えてください。青が民有林における市町村営林道で、赤が県有林における県営林道で、それを合計して 30 km とか 35 km という数値になっていると理解したのですが。

事務局（山口治山林道課長）：

県営については 22 km、市町村営については 9.7 km、その合算で 31.7 km として計画しています。

委員：

もしかしたら割合のほとんどが民有林で、所有者との合意形成が進まないことなどが進捗が滞っている原因かと思ったのですが、何か条件が変われば、その県有林の 3 分の 2 分の計画というのは、進んでいくような見通しがあるということでしょうか。何がそんなに課題になっているのかということがわからないので。おそらく他の委員の皆様も理解できていないのではないかと。

事務局（山口治山林道課長）：

民有林の方はやはり今御指摘のあったように、確かに土地の承諾などの関係で進みにくいという状況があり、計画を立てにくいところがあります。したがって、そのような理由で県有林の割合が高いという面はあります。

委員：

近年、優先順位の面で他の方の路網整備の方に力を入れるべきであったので、計画の実行量が低迷しているといった事情なのでしょうか。

事務局（山口治山林道課長）：

工事のコストが想定していたよりもかなりかかっており、例えば、この数年で、人件費については 1.2 倍ぐらいに、コンクリートなどの資材費については 1.8 倍ぐらいに価格が上がっていたり、それから工事においても週休 2 日制にするといった働き方改革もあったり、あとは人力で作業していた部分を ICT の機械を使って安全に効率的に行っていく方法について、現在試行的な作業も行っているのですが、それを進めていくための投資にも経費がかかっており、さらに進まないという状況があります。

委員：

先ほど架線の話が出ましたが、この地域というのは、架線集材で集材されている事業者がいるという地域特性があるのでしょうか。

事務局（堀内林業振興課長）：

架線集材を得意として、それを中心に集材している事業者は県内で 1 社程度しか把握しており

ません。その事業者は、事業エリアが特に峡南管内に限っているわけではなく、県内全般に、それぞれの流域で立木を購入して伐採搬出をしていると認識しています。

他にも技術的に対応可能なところは何かあるかもしれませんが、現在、架線集材を中心に行っているのは1社と認識しています。

委員：

11 ページの前計画の実行結果で、人工造林の面積について、計画に対する実行が173haと30%弱の実行量になっています。先ほどの説明のとおり、主伐の材積は、面積はわかりませんが非常に成績がよく111%ということですが、造林については計画に対する実行が低い中、16 ページの今回の計画では、人工造林を800ha計画しているということで、前回の計画約600haに対し200ha増えています。目標をある程度高く持つことは必要かもしれませんが、余りにも実績とかけ離れていると感じるので、その辺りの整合性はどうなっていますか。

また、伐採後は2年以内には造林しなければならないという規定もあるようですが、なかなかそれが守られていないからこそ人工造林が増えていかないのではと感じているわけですが、その辺りの整合性をどう整理しているのか説明をお願いします。

事務局（伊川森林整備課長）：

計画量の決定方法について補足します。主伐、間伐材積などの計画量は、まず国から、全国森林計画の中で、各流域における配分量というものが示されます。地域森林計画を策定する際には国に同意を求めますが、その配分量に対し一定の幅の中で増減が認められている、逆に言えば、その示された量と幅の中で決めていかなければならないという仕組みになっています。

人工造林の面積についてもやはり国の配分量に基づいています。割り戻しをするとわかるのですが、主伐材積に対して人工造林の面積というものをかなり高く見積もっている状況となっています。一方で、実行結果を集計するに当たっては、森林所有者や伐採者から提出された伐採届をもとに伐採の材積と面積を集計するのですが、そこから得られる伐採材積というものが、実際には面積当たりでかなり大きい数字になってしまっていて、結果として、主伐111%に対する造林の面積は小さくなっているという傾向があります。

こうしたことから、主伐材積に対して、人工造林が遠く及んでいない、実行が著しく低いということではなく、今御説明した傾向を踏まえ、次期計画では、全国森林計画で示された配分量を受け、可能な限り現実に近づけた数値にしているという状況です。

委員：

20 ページの森林の保全に関する事項の鳥獣被害ですが、被害の実態については資料のどこを見ればよいか教えてください。また、最近では鳥獣被害により土砂災害が起きているという事例がありますが、山梨県の場合は土砂災害の危険が高まるような鳥獣被害は出ているのでしょうか。

事務局（伊川森林整備課長）：

本県におきましても、ニホンジカやクマによる、造林木に対する剥皮被害等については報告があります。ニホンジカについては令和5年度の被害区域面積として61haの被害、クマの剥皮被害につきましても、点在するものも含めた面積になりますが、164ha、実損では24haぐらいです。

先ほどのニホンジカの被害についても、区域面積としては61haと言いましたが、実損としては24haの被害です。他県では、こうしたシカの食害による山地災害の誘発といった事例も報道されているようですが、本県では特にそうした報告はありません。

委員：

わかりました。今、具体的な数字が出ましたが、富士川中流森林計画書ではそういった数字も踏まえて鳥獣被害対策を計画しているということによいですか。

事務局（伊川森林整備課長）：

地域森林計画の中では最近の被害面積といった数字は特に示していません。ただ、林業統計書などにおいては被害面積等を報告しています。鳥獣被害というのは、災害と似たようなもので、年による変動などもありますので、明確に何年にどれぐらいという形で、被害に対する計画量というものを設定してはいないところです。

委員：

21 ページ、森林の保全に関する事項について質問します。こちらでカシノナガキクムイシによるナラ枯れ被害の早期把握と徹底的な防除を行い、被害の防止拡大を図ると記載されています。私は都市公園の管理に携わっていますが、資料 4 の 2 ページ目にある伐採くん蒸処理、立木くん蒸処理、粘着シート設置、破碎処理などが、管理を受託している都市公園の中で実際に行われているのを見てきました。

この資料 4 の中で、令和 6 年度は小菅村、丹波山村で新たに被害が確認されたということと、ピーク時の 35%まで減少しているという話ですが、どうして減少したのか教えてください。

また、ナラ枯れ被害対策として 4 つありますが、伐倒くん蒸等から破碎処理までどれが一番有効だったのか教えてください。

事務局（伊川森林整備課長）：

資料 4 の報告の中で具体的に御説明しますので、概要だけ御説明します。今御質問にあった 2 点ですが、被害の減少については、本県では、県南部の方から被害が確認され、急速に広がったものに対し、まず先端地域での徹底的な防除、全量駆除を基本方針として対策に努めてきました。

当初、被害対策の方針を定めるに当たって他県の発生事例等を参照すると、やはり被害の発生初期段階、つまり被害確認当初から数年の期間で徹底防止をすると、被害の収束が早まるということがわかっており、この取り組みが結果として現れたものと思っています。

また、被害の対策について御質問がありましたが、中心になるのは、伐倒くん蒸、立木くん蒸、粘着シートでして、当年度内の被害木についてカシノナガキクムイシの捕殺・駆除等がしきれない場合もありますので、これらの脱出防止を図る目的で、翌年度の春にまた粘着シートを設置するという事も組み合わせてやっています。

それぞれ場所によって、どれをどれぐらいということではなく、時期を選びながら組み合わせて施工しています。その他の詳細については、資料 4 の報告の際に、改めて御質問いただければと思います。

委員：

森林の保全に関する方針ですが、例えば太陽光パネルなどを設置するときの方針や、その方針において何か特徴があれば書いてもいいのではないのでしょうか。特に太陽光パネルについては、最近いろいろな条例等も変わってきています。

また、熱海で盛土災害がありましたが、林地に盛土等が設置されていたり、これからも設置されていくとして、その管理がどうなるのか。

それとこの山梨県の豊かな水源を守るために、こうした盛土や開発といったものをどういう方針で規制していくのかが書かれていませんが、より上位の県の計画で書かれているのでしょうか。

事務局（伊川森林整備課長）：

地域森林計画の中での基本的な方針については、資料の 1-2、45 ページを御覧いただきたいのですが、森林の土地の保全に関する事項 1 の（3）土地の形質の変更にあたって留意すべき事項というところで定めています。この中で、森林というものは、一旦開発などにより土地の形質の変更がされると、森林への回復には非常に時間を要するということもあり、土地形質の変更に当たって、例えば太陽光パネルの設置であるとか、盛土災害、水源における森林の伐採などに対しては、森林法に基づく保全・規制を図っていかなくてはならないことになっています。

また、太陽光パネルの設置基準については、森林法第 10 条の 2 に基づく林地開発許可という制度があり、特に太陽光については、最近、太陽光パネルの設置によりいろいろな災害が起きたということもあり、その開発の規制規模について、従来 1ha を超えるものとしていたものを 0.5ha まで半減させたという制度改正がありました。これらについては林地開発許可制度の中でしっかりと運用しているところです。

盛土の災害については、令和 3 年度の熱海の不法な盛土による人的、財産的な被害が大きかったということもあり、従来の宅地造成等規制法に基づく宅地に限らず、農地、森林など、土地の利用区分に限ることなく包括的に規制をしようということで、従来の宅地造成等規制法が抜本改正をされたところです。

この新たな盛土規制法に基づき、知事が規制区域を指定して規制が開始されるということで、この法律は昨年 5 月に施行されたのですが、本県においても、その後、規制区域の指定に向けた基礎調査を開始しました。先頃、この基礎調査の結果がまとまり、この案を規制区域案として公表したところです。これにつきましては今後、所要の手続きを踏まえて、令和 7 年 4 月 1 日以降には規制を開始していくことになっています。

盛土等の管理ということについて先ほど御質問がありましたが、この盛土規制法の中では、新たな盛土等だけではなく、既存の盛土等についても、その安全性を把握する調査を県、または中核市などが行うことが規定されておりますので、これに先立ちましてすでに既存の盛土等の調査についても着手をしているところです。この中で安全性等が確保されないものについては、盛土規制法に従って指導していくという仕組みになっています。

最後に、水源については、本県では、地下水の採取やその水源林の取引について規定する条例があり、この条例の中で、水源地の取引状況についての届けを徴収することになっていまして、これにより、水源について不適切な取引等が行われていないかといった点を監視する仕組みになっています。

委員：

13 ページと 14 ページの森林の機能区分はかなり大きな視点の計画だと思いますが、快適環境形成機能のところ、森が汚染物質を吸着したり、抵抗性の高い森林を育てていくという説明がありました。この説明を、自分が携わっている、気候変動をテーマにした組織や森林環境教育の立場から聞きました。

活動している清里でも気候の温暖化を強く感じています。自主的に気温を測定しているのですが、この 10 年で平均気温が 3 度上がってしまいました。来場者の方からも、清里に涼みに来たけど暑いねというコメントをいただくようになってしまい、県の地球温暖化防止活動推進センターを受託運営している立場としては、思わず謝ってしまうというような状況があります。快適環境

としてここに記載されている機能はもちろん大きいと思いますが、今、一般市民の方が強く感じている森林の心地よさというのは、やはり「涼しさ」であるということを経験していると強く感じます。したがって、そういった視点から、これからのテーマとして森林が気候変動にとってとても重要な価値があるということも発信していただくと、大きな影響力を持つのではないかと思います。

同時に、今存在するいろいろな森林公園についても、もちろん環境教育や健康促進のための運動の場であるといった機能は以前から認識されてきたと思いますが、エアコンをつけて夏の間ずっと家の中になければいけないとか、子供たちが外で遊べない、北杜市でももう毎日のように今日は熱中症になるので外に出るのは控えましょうという放送を聞いて悲しんでいる子たちも多いといったこともあるので、これからは森林公園に出かけて涼みながら健康に過ごせるといった視点も取り入れていただくと、市民にとって森林がより身近なものになるのではと感じました。

計画書の細かい部分で記載されているのかもしれませんが、そういった環境教育の現場からの声ということで聞いていただけるとありがたいです。

事務局（伊川森林整備課長）：

まず、地球温暖化対策と生物多様性の保全という大きな2つの柱において、森林の果たす役割というものは非常に大きく、そのための適切な森林の整備保全を図っていく必要があるということは強く言われています。森林の機能区分において、温暖化対策というものは特に入っていません。機能区分については、各機能を発揮するエリアというものをある程度特定して区分しようという考え方に立っていますが、特に地球温暖化対策、環境保全機能についてはエリアを横断的に跨るものです。機能区分の基本的な内容は全国森林計画で示されるわけですが、今ご説明した理由で機能としては特に区分されていないということが前提になっています。その上で、森林全体が健全に整備されていくことによってその機能が発揮されるべきだという考え方が示されているということです。

県としては、特に我々が生活する場において、緑や森林というものが快適な環境形成するという視点は当然持っていて、この地域森林計画とは別に、県の環境緑化条例に基づいて県の緑化計画というものを定めています。この計画の中で公共施設の緑化率や都市部の緑化の促進、また、そうした緑が大事であるという点についての普及啓発といったものを位置付け、詳細をお示ししているところです。

最後に森林公園の活用ですが、本県においても特に森林公園が保健休養、森林レクリエーションの場の中心となりますので、当然そこを中心に森林環境教育を行っていくこととしています。

委員：

先ほどの森林の機能のことですが、特に保健レクリエーション機能について、富士川中流域において県の具体的な新たな取り組みや、検討していることなどがあれば教えてください。

中流域ですと、森林文化の森として十谷の森などもあると思いますが、そういった場のレクリエーション利用だとか、人が入りやすいような森林空間活用という面で、何か検討されていること、既にこれから取組もうとしていることがあれば教えてください。

事務局（伊川森林整備課長）：

1つ目の質問について森林整備課からお答えします。

地域森林計画の中では、保健レクリエーション機能を持つ森林としてどのような管理をしているのか、整備の方向性がよいのかの方針を示しています。

これを踏まえ、本県施策の実行計画、指針である「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」で森林レクリエーションの推進を定めています。この中で、森林空間の利活用として、武田の杜や金川の森では森林セラピーなどを実施しています。また、森林セラピーの他にも、森林利用のプログラムとして様々なものを提供しています。

また、マウンテンバイクなどのアウトドアスポーツの場の整備などもこのプランの中で具体的な位置付けをしているところです。森林文化の森については県有林課長から説明いたします。

事務局（江俣県有林課長）：

森林文化の森ですが、皆様に概要がわからない部分もあるかと思しますので御説明します。

その地域固有の森林や歴史文化を活かしながら、人と森が触れ合う場所を提供するという理念のもと、平成11年から平成20年までの間に、県内全部で12箇所の「森林文化の森」という位置付けの森林を設定しました。具体的な活動については、県が直接担うのではなく、地元の自主的な活動に委ねているところもあります。今回の計画の対象となっている峡南地域においては、南部町の思親山の森、富士川町の十谷の森、あと、富士・東部管内との境目になりますが、本栖の森という、三つの森を設定しています。当初の段階では、そうした自主的な活動を行う方針で進めてきたところですが、この峡南地域の三つの森については、現在、それぞれの団体は存続しているものの、具体的な活動については少し停滞している状態です。

議長：

ほぼ意見も出尽くしたようですので、質疑を終了します。それでは、「富士川中流地域森林計画の策定及び富士川上流地域森林計画の変更について」は、異議ないものと認めてよろしいでしょうか。

委員：

（異議なし）

議長：

ありがとうございます。それでは、「富士川中流地域森林計画の策定及び富士川上流地域森林計画の変更について」は、異議のないものとして答申することを決定いたします。なお、答申書の作成については会長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：

（異議なし）

議長：

ありがとうございます。それでは、会長一任とさせていただきます。

続きまして、「森林における開発行為の許可の状況について」を議題といたします。こちらは審議事項ではありませんが、近年の林地開発の許可状況を報告するものでございます。事務局から報告をお願いします。

事務局（伊川森林整備課長）：

（資料により説明）

議長：

ただいまの事務局の説明について、何か御意見や御質問等ありましたら発言をお願いします。

委員：

土石等の採掘というのは、具体的にどのような工事内容なのでしょうか。

事務局（伊川森林整備課長）：

コンクリートだとか、道路の下層路盤に使う砕石、つまり石を砕いたものがありますが、これらの原料になる岩石、これを採取する場所を採石場といい、これらが県下に複数箇所あり、これらを事業所が採石業として行っている採石行為です。

委員：

採石場の案件がなぜここに出てくるのでしょうか。採石工場が、石の産地が林地になっているからということでしょうか。基本的なことかもしれませんが。

事務局（伊川森林整備課長）：

採石場は県下で 15 箇所ありますが、いずれも森林法で定める森林に存在しており、それが採石行為によって、先ほどご説明した 1ha を超える規模で森林でなくなる土地の形質変更が生じますので、ここで報告しているものです。

委員：

採石場は森林法の管理下にあるということですね。

事務局（伊川森林整備課長）：

補足します。採石については、採石の法律による業としての行為の認可というもので別に規制をされています。本件は、それとは別に、あくまで森林における開発行為についての許可であり、よって二つの法律の中で規制をされているということです。

委員：

内容は変更により少し面積が増えたことによるものだとの説明がありましたが、許可年月日が全て令和 5 年から 6 年となっていて、1 から 13 まで合計すると 100ha を超える面積になっていますが、この二、三年で 100ha を超える面積の森林が採石場として別の地目が変わったということでしょうか。

事務局（伊川森林整備課長）：

採石場としての当初の開設は、ここに示した許可年月日ではなく、数十年単位で遡るものです。ここに示したものは、当初許可をしたものから範囲の変更があったものであり、変更許可の年月日ですので、この 1 年余りの中でこれだけの規模の開発が行われたということではありません。

議長：

御質問ございませんか。ないようですので、この件の質疑を終わらせていただきます。

続きまして、「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」について議題とします。こちら審議事項ではありませんが、計画の概要や、現在の進捗状況を報告するものです。事務局か

ら報告をお願いします。

事務局（渡邊森林政策課長）：  
（資料により説明）

議長：

ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問がありましたら発言をお願いします。

委員：

森林空間の利活用、森林公園の利用者数について、令和 5 年度は 98%ということですが、令和 11 年には 60 万人を目標にしているとされています。今後の対応について、3 番の右の黄色いハッチングのところに、指定管理者と連携しイベントの充実や施設の更新等を行うとともに、ホームページや SNS 等による積極的な情報発信を行うことで利用者の増加を図っていくとありますが、私も森林公園に多少なりとも関わっていますので、この対応で、令和 11 年の目標を達成できるのか疑問に思っています。また、他に何か、今後取り組んでいこうと考えていることがあれば教えてください。

事務局（江俣県有林課長）：

目標の設定については、先ほど森林政策課長から説明したとおり、指定管理者が定める目標をベースに算定しているということが前提になっています。

具体的な取り組みは施設によって異なってきます。この対象となっている施設は、甲府市にある武田の杜、笛吹市にある金川の森、そして北杜市にある清里の森となっています。

まず、武田の杜については、湯村温泉や昇仙峡に近いということもあり、現在、その価値向上について、検討会を設けて検討を進めているところです。

次に、金川の森ですが、老朽化した施設について順次更新を進めています。一方で、ソフト事業が重要になっている面もあり、地域連携も必要になってきます。例えば、石和温泉などの地域との連携などを進めながら利用者の増に取り組んでいるところです。また、ホームページの他に、例えばグーグルマップなどを御覧いただくと、金川の森に対するいろんな皆様の御意見なども書かれているわけですが、金川の森などでは、いただいた方皆さんに対してお礼のコメントを書くことなどしておりまして、そうしたことでリピーターが期待できる、現在はこのような取り組みを中心に進めているところです。

委員：

この A3 の概要版の施策の展開方向の 4 番、森林空間の利活用において、赤字で国際交流「世界の森やまなし」を活用した諸外国との交流の推進、とありますが、この具体的な数値目標はあるのでしょうか。

事務局（江俣県有林課長）：

この「世界の森やまなし」については、昨年度新たに設定したフィールドになります。国際交流をベースにしているので、年によって本県を来訪するお客様がまちまちな面もあり、具体的な目標設定が難しいため、目標は設定していません。

委員：

大体何人ぐらいを想定しているのか、100 人レベルなのか 1000 人レベルなのかとか、赤字で推進する、強化するとありますので、どのぐらいの規模かなと思ってお聞きしました。

事務局（江俣県有林課長）：

このことについては、将来より現況を申し上げる方がよろしいかと思しますので、ひとまずそれでよろしいでしょうか。

まず、昨年度ですが、大きくイベントを進めてきたこともあり、昨年度は 40 カ国の方々に来訪いただきました。参加人数は 373 名、その中で、概ね二人で一本程度で 185 本の木を植えていただいたところ です。

今年度については、いくつかプランもあったのですが、突然のキャンセルなどもあり、現在までのところ 1ヶ国、中国から 49 名の方に御参加いただき、40 本の苗木を植えていただきました。

来年度も、引き続き来訪いただく予定もありますが、この事業に関してはやはり PR が中心になってくるものと思います。キックオフイベントの際に、多くの方に来ていただき、こういった国々の方を中心に来ていただくのが望ましいといった考えのもと、四季折々、植えていただいた木がどのように育っているのかわかる形で定期的に写真を撮りまして、それをホームページ上で掲載する、また、併せて、御参加いただいた国の大使館などに対しメール等でそういったお知らせをする、こういった仕組みで進めているところです。

委員：

わかりました。山梨県の森林資源は貴重なものですので、ぜひ海外にこういうアピールをされ、広報を推進されると人が集まるのではないかと思います。

委員：

森林組合の経営基盤という 5 番の赤字になっている部分については、具体的にどのような取り組みを想定されているのでしょうか。

もう一点、特用林産物の生産強化については、おそらくその支援も含めてのことかと思いますが、これだけ県内にナラ枯れが拡大している中で、生産の基盤となる資源の確保について、また高齢化が進めば、伐倒等の労力も含めてそもそも物理的に困難になってしまう生産者等もいらっしやるのではないかと思います。その辺りも含めた対策について、後ほど御報告いただくナラ枯れ対策とも連動した取り組みが行われているのかということについて教えてください。

事務局（堀内林業振興課長）：

まず、森林組合の経営基盤の強化について、県内には森林組合が 11 ありますが、本県の森林組合の事業内容としては、他県と比べて、木材生産をこれまでやってきていないという状況があります。人工林資源自体は利用可能なものが多くなっている一方、全体的に林業従事者の減少もある中で、森林組合としても木材生産に事業展開をしていけないかという方針があります。当然、経営的にもしっかりしていなければそうした事業展開も難しいところがあります。

昨年度、各森林組合の経営状況、事業、構成内容を調査し、どのような事業、収益が柱になっているのか、収益確保上または人員体制上の課題がどういったところにあるのかといった分析も含めた調査業務を行っています。そちらはレポートとしてまとまっています。各 11 組合には報告書を配りました。調査の途中段階、調査の中でそれぞれ炙り出されてきた課題等については御説明しているところです。ただ、昨年度はまだ途中時点での概略説明で終わっていましたので、今年度これから、まとめた報告書をもとにして、各 11 組合等に対し改めて課題を共有し、今後ど

ういった方向で取り組むのが望ましいのかという辺りを、意見交換も含めて各組合と話をしていくということを予定しているところです。

まずはスタートラインとして、そのような調査結果をもとにして、今後どのようにして望ましい方向に進めていけるのかというところを各組合と話をしていき、最終的には経営的にも強くなっていく、事業展開もなされていくという方向へ結びつけたいと考えています。

もう一点、特用林産物の生産の関係ですが、まず、ナラ枯れの影響で直接的に原木の調達に困っているといったまでの情報は把握していないのですが、全国的な傾向として、しいたけ栽培用の原木の調達価格が以前より上がっているという情報は聞いています。その一因として、もともとしいたけ原木の生産元として、福島県の出荷量が非常に多いと聞いているのですが、震災以降その影響を受けており、価格的にだいぶ上がっていると聞いています。

ナラ枯れとの直接的な関係についての情報は、今のところ持ち合わせていません。さらに、原木栽培の生産者は減少傾向にあり、菌床栽培する場合のおが粉など、キノコの発生の元になるものを配合したものをパック詰めして、それを培地として施設の中で栽培するという施設栽培が主流となってきています。今は全体的に原木よりも菌床栽培が主流となっている状況があるということです。

委員：

もともと県内のキノコ栽培の原木なり菌床栽培の材料は、県内の資源が活用されている形の産業ではないという状況が基本的にあるということでしょうか。

事務局（堀内林業振興課長）：

原木と、それから菌床で使うおが粉の材料なども含め、県内で原料が賄えてるわけではありません。県外から調達している部分が入ってきています。

委員：

最近、丹波山村でマイタケ生産をしているかなり若手の事業体を訪問する機会があったのですが、そこでは自分たちで原料を賄っていて、しかも高温殺菌処理をした菌床栽培だったので、もしかしたら、この後御説明いただくナラ枯れ対策と、そういった生産者への支援がうまく連動できれば、経営的にも助かる上、ナラ枯れ対策も進むということはないだろうかという趣旨での質問でした。

委員：

成長産業化推進プランの改定後の概要について、5番目の林業担い手確保・育成の中で、「農林大学校森林学科での人材育成」に赤線がありますが、今年9人の一期生が卒業し、現在は10人の二期生が学んでいるようですが、山梨県は林業県ですので、農林大学校の定数について、10人ではなく、例えば15とか、いっぺんに20とはいかないと思いますが、とにかく定員を増員できるような方向を、こうしたプランの中に入れてもらいたいと思います。

そして、農林大学校の農業の学科では、Uターンをして農業をしたい、勉強もしたいということで、高校を卒業して農林大学校に入る人に加え、企業を辞めた30歳、40歳の方が農林大学校へ入り、しっかり農業を学んで就農し自分で自営をしている、そういった面で農業の学科と森林学科に格差があるのですが、今後プランを改定するときには、ぜひ森林学科の定数を増やすこと、また、一部の声としてある、ただ2年間で学んでも十分目的が達成できていないので、例えば4年制と同等に、森林学科を2年間延長して今まで以上にしっかり学べて資格が得られる、そ

うことについても、将来的に、このプランの中で検討してもらうことが林業の成長産業化の一端になるし、人材育成にも一番効果が出てくることだろうと思っていますので、今後、そうした点について検討していただければ大変ありがたいと思います。

事務局（堀内林業振興課長）：

御意見のあった農林大学校森林学科、人材育成の関係ですが、現在定員 10 名で運営しています。こちらの設立に当たっては、全国的な農林大学校のような教育機関について、それぞれの地域の森林資源状況の中での定員の設定状況等も勘案して、あとは財源的な制約もありまして、定員を 10 名として運営を始めて 3 年目に入っているところです。委員から御意見のあった労働力、将来の人材の確保という観点で定員増も検討すべきというところは今後参考にさせていただきたいと思いますが、現状ではまだ学校が滑り出してまだ 3 年目ということと、また財源的な制約もありますので、そういったことを総合的に踏まえて、今後検討して参りたいと思います。

あと、2 年間学んだ一期生が今それぞれの現場で働いていますが、卒業後にそれぞれの林業経営体などで働き始めた後も、森林総合研究所の専門研修も用意していきまして、そこで学んでもらえる機会も確保しています。また、先ほど委員のお話は、農林大学校の農業系の学科での専攻科のような、2 年学んだ後にさらに学びを深めるような、そういう学科のことを想定されているのかなと思いましたが、まだ森林学科が始まったばかりですので、さらに上位の学科設定ということについては、すぐにどうこうしていくといったことは何とも申し上げられませんが、いただいた御意見を踏まえて、今後の農林大学校森林学科の運営について逐次検討をして参りたいと思います。

参考までに補足しますと、現状では、農林大学校森林学科入学する方は、高校を卒業してそのまま入学する方がほとんどなのですが、中には他の仕事をしていて、何らかの志望を持って入学してくる方も少数ながらいるという状況もあります。

委員：

「概要」の I、森林の公益的機能の強化の 3 番目ですが、防災・減災のための治山施設整備等の推進、治山・林道施設の長寿命化の推進として、右側を見ると長寿命化対策済みの施設数を 232 箇所から 388 箇所にするかとされています。いろいろなインフラ設備、道路等の長寿命化については、今日本で維持管理が非常に難しいテーマとして直面しているわけですが、そういった長寿命化対策として、数字上は計画どおり進んでいるように見えます。一方、2 ページ目の「プラン 5 年目の計画」を見ていただくと、上の枠の 2 番に、長寿命化計画に基づき進捗しているということで、「今後の対応」にも記載があるのですが、長寿命化といっても、橋、トンネル、法面などいろいろあるわけで、特に法面については難しい問題が多くありますので、一概に長寿命化対策済みといってもわかりにくく、長寿命化対策として具体的にどういう施設に対してどのような状況なのか、長期間の計画ですので、これをきちんと説明していかないと。進捗はしているのだと思いますが、簡単に、どういう方針で長寿命化を進めているのか、ということをお聞きします。この数字だけを見ると誤解しかねないと思いましたので。

事務局（山口治山林道課長）：

まず、対象の施設については、橋やトンネルが中心になっていて、計画上、生活に関連するところ、人家を通るところを優先的に拾っています。それについては年間の計画数を決めていまして、5 年目の進捗としては、治山については 5 箇所、林道については 7 箇所、合わせて 12 箇所となっています。

委員：

法面の対策は進んでいますか。数的にはそこが多く、また重要であると思いますが。

事務局（山口治山林道課長）：

法面については長寿命化としてではなく、改良という形で対応しています。

議長：

意見も出尽くしたようですので、この件の質疑を終わらせていただきます。

続きまして、「令和 6 年度ナラ枯れ被害の状況について」を議題といたします。こちら審議事項ではありませんが、県内のナラ枯れの状況について報告するものです。務局から説明をお願いします。

事務局（伊川森林整備課長）：

説明に先立ちまして、一点発言の訂正をさせていただきます。先ほどの富士川中流地域森林計画の策定について、この計画区の特徴についての御質問がありました。それに対し、私からスギ、ヒノキ等について、花粉発生減対策のために集中的に伐採、植え替えに取り組んでいくとする説明の中で、この地域がスギ人工林の重点伐採区域に指定しているといった表現を使いましたが、本計画区ではまだ指定がされていません。特に首都圏に近い、山梨東部地域については指定をしています。先ほどの説明については一部訂正させていただきます。なお、指定はまだされていませんが、スギ、ヒノキについて対策にしっかり取り組んでいくという方針については変更ございません。

事務局（伊川森林整備課長）：

（資料について説明）

議長：

ただいまの件につきまして、御意見、御質問ありましたら発言をお願いします。

委員：

この被害量というのはどのように把握しているのでしょうか。「被害」となっていますので、単に木が感染していることなのか、それを被害と認識する事業体があることなのかについて、詳しくお聞きしたいと思います。

事務局（伊川森林整備課長）：

まず少し補足しますと、ナラ枯れ被害のメカニズムは、ナラに虫が入ってナラ菌が繁殖することによって、「導管」という、木が水を吸い上げる部分に導通障害が起きて、水の吸い上げが悪くなって枯死します。このため、夏場の非常に暑くなって木が水を必要とする時期に枯死が進むので、紅葉時期でもないのにナラ類が赤く枯れる状況が確認されるため、夏以降に初めて被害を把握することができるようになります。今年度においては、概ね 9 月の 1 ヶ月間に集中的に、市町村と連携して、まず枯損木を見つけ、そして単に赤く枯れたものが発見されただけではナラ枯れと断定できませんので、根元の部分に昆虫が入って掘り進んだ、その部分から糞と木屑が混ざったフラスというものが出ますが、こうした木屑類が確認できると初めてナラ枯れと判定します。このように、単木単位で被害を把握しているということです。

委員：

もう 1 点、薬剤を入れずに破砕処理をしているチップですが、現状ではこれは燃料用として、バイオマス発電所で燃焼されているという状況でしょうか。あるいは破砕後どのように利用、処理されるということでしょうか。

事務局（伊川森林整備課長）：

どの程度の利用があるか、用途も含めて今手元に資料がありませんので、後ほどわかる範囲で確認し、御提供いたします。

議長：

他にございますか。ないようですので、この件の質疑を終わらせていただきます。

最後に、その他に当たる部分ですが、本日の審議、報告事項以外で何かコメント等ございましたら、発言をお願いします。

事務局（江俣県有林課長）：

先ほどの国際交流「世界の森やまなし」の実績の件で一部訂正をさせていただきます。今年度来訪のあった国を中国とお答えしましたが、韓国でした。訂正いたします。

議長：

他に、本日の議題に関わらず何か発言されたい方がいらっしゃいましたら。特にいらっしゃいませんか。

それでは、予定された事項につきましては全て終了いたしましたので、これをもって議長の役目を解任させていただきます。皆様御協力どうもありがとうございました。

司会：

長時間にわたりまして御審議いただき、ありがとうございました。これをもちまして、本日の森林審議会を終了させていただきます。

以上